



2024年5月1日

各 位

会社名 日本ライフライン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鈴木啓介  
(コード番号: 7575 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役経営管理統括部長 江川毅芳  
(TEL. 03-6711-5200)

### 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2024年5月1日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、業績及び今後の事業展開における資金需要等を勘案し、必要な内部留保を確保しながら安定的な配当を継続することを中心として、株主の皆様に対する利益還元策を適宜実施していくことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

これまでに当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためや資本効率の向上及び株主還元策の一環として、自己株式の取得を行っております。具体的には、それぞれ以下のとおりです。

- ①2002年7月4日開催の当社取締役会の決議に基づく、店頭稼働時間外取引による当社普通株式の取得（取得した株式数 200,200 株（取得当時の所有割合（注1）：1.63%）、取得日 2002年7月5日、買付け総額 136,136,000 円）
- ②2002年11月20日開催の当社取締役会の決議に基づく、店頭稼働時間外取引による当社普通株式の取得（取得した株式数 790,000 株（取得当時の所有割合（注2）：6.64%）、取得日 2002年11月21日、買付け総額 458,200,000 円）
- ③2003年7月16日開催の当社取締役会の決議に基づく、店頭稼働時間外取引による当社普通株式の取得（取得した株式数 696,000 株（取得当時の所有割合（注3）：6.74%）、取得日 2003年7月17日、買付け総額 506,688,000 円）
- ④2004年2月18日開催の当社取締役会の決議に基づく、店頭稼働時間外取引による当社普通株式の取得（取得した株式数 20,000 株（取得当時の所有割合（注4）：0.22%）、取得日 2004年2月19日、買付け総額 18,060,000 円）
- ⑤2004年11月25日開催の当社取締役会の決議に基づく、店頭稼働時間外取引による当社普通株式の取得（取得した株式数 310,000 株（取得当時の所有割合（注5）：3.49%）、取得日 2004年11月26日、買付け総額 243,350,000 円）
- ⑥2005年8月3日開催の当社取締役会の決議に基づく、株式会社ジャスダック証券取引所における固定価格取引による当社普通株式の取得（取得した株式数 149,000 株（取得当時の所有割合（注6）：1.61%）、

取得日 2005 年 8 月 4 日、買付け総額 150,490,000 円)

- ⑦2007 年 12 月 3 日開催の当社取締役会の決議に基づく、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）における信託方式による市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数 73,300 株（取得当時の所有割合（注 7）：0.67%）、買付け等の期間 2007 年 12 月 4 日から 2008 年 6 月 3 日、買付け総額 44,569,700 円)
- ⑧2015 年 4 月 30 日開催の当社取締役会の決議に基づく、公開買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数 1,500,000 株（取得当時の所有割合（注 8）：13.89%）、買付け等の期間 2015 年 5 月 1 日から 2015 年 6 月 2 日、買付け総額 1,950,000,000 円)
- ⑨2022 年 2 月 25 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数 2,500,000 株（取得当時の所有割合（注 9）：3.11%）、買付け等の期間 2022 年 2 月 28 日から 2022 年 7 月 1 日、買付け総額 2,487,115,477 円)
- ⑩2023 年 5 月 10 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数 3,000,000 株（取得当時の所有割合（注 10）：3.85%）、買付け等の期間 2023 年 5 月 11 日から 2024 年 2 月 29 日、買付け総額 3,319,770,616 円)

- (注 1) 2002 年 3 月 31 日時点の発行済株式総数（12,302,497 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（90 株）を控除した株式数（12,302,407 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、取得当時の所有割合の計算において同じとします。）をいいます。
- (注 2) 2002 年 9 月 30 日時点の発行済株式総数（12,102,127 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（200,370 株）を控除した株式数（11,901,757 株）に対する割合をいいます。
- (注 3) 2003 年 3 月 31 日時点の発行済株式総数（11,312,027 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（990,470 株）を控除した株式数（10,321,557 株）に対する割合をいいます。
- (注 4) 2003 年 9 月 30 日時点の発行済株式総数（10,616,027 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（1,686,470 株）を控除した株式数（8,929,557 株）に対する割合をいいます。
- (注 5) 2004 年 9 月 30 日時点の発行済株式総数（10,596,027 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（1,706,470 株）を控除した株式数（8,889,557 株）に対する割合をいいます。
- (注 6) 2005 年 3 月 31 日時点の発行済株式総数（10,286,027 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（1,016,470 株）を控除した株式数（9,269,557 株）に対する割合をいいます。
- (注 7) 2007 年 9 月 30 日時点の発行済株式総数（11,302,497 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（426,950 株）を控除した株式数（10,875,547 株）に対する割合をいいます。
- (注 8) 2015 年 3 月 31 日時点の発行済株式総数（11,302,497 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（500,593 株）を控除した株式数（10,801,904 株）に対する割合をいいます。
- (注 9) 2021 年 12 月 31 日時点の発行済株式総数（85,419,976 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（4,999,541 株）を控除した株式数（80,420,435 株）に対する割合をいいます。
- (注 10) 2023 年 3 月 31 日時点の発行済株式総数（82,919,976 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（4,999,561 株）を控除した株式数（77,920,415 株）に対する割合をいいます。

このような環境の下、2023 年 12 月上旬に、当社の筆頭株主であり、当社創業家の資産管理業務を行っているエムティ商会株式会社（以下「エムティ商会」といいます。当時の所有株式数：9,860,800 株、当時の所有割合：12.96%（注 11））より、エムティ商会の財務体質強化等の観点から、エムティ商会の所有する当社普通株式の一部である 5,000,000 株（当時の所有割合：6.57%）程度について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

- (注 11) 当社が 2023 年 11 月 6 日に公表した「2024 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本第 2 四半期決算短信」といいます。）に記載された 2023 年 9 月 30 日時点の当社発行済株式総数（82,919,976 株）から、本第 2 四半期決算短信に記載された 2023 年 9 月 30 日時点の当社が所有する自己株式数（6,837,206 株）を控除した株式数（76,082,770 株）に占める割合（小

数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。

当社は、これを受け、エムティ商会の所有する当社普通株式の一部の売却により一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合に生じ得る当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当社普通株式を自己株式として取得することの是非並びに自己株式として取得する場合の取得方法及び株式数についての検討を2023年12月上旬より開始いたしました。

検討の結果、当社が当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上、自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、自己株式の取得に要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が2024年2月2日に公表した「2024年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2023年12月31日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は104億円（手元流動性比率2.5月）（注12）であり、自己株式の想定取得資金として65億円（注13）を充当した後も、当社連結ベースの手元流動性は39億円（手元流動性比率0.9月）と見込まれ、また継続的な営業キャッシュ・フローの獲得が計画されていること、コミットメントライン契約を締結していることにより資金調達の機動性及び安定性が確保されていることから、自己株式の取得が、機動的・戦略的な開発や投資に備える内部留保の確保という当社の基本方針に反しないことを確認いたしました。

（注12） 本第3四半期決算短信に記載された2023年12月31日現在の手元流動性（現金及び預金）を1ヶ月あたりの売上高（2023年3月期第3四半期連結累計売上高を9で除した数値）で除したものです（小数点以下第二位を四捨五入）。

（注13） 2024年1月第2週及び第3週（2024年1月9日から2024年1月19日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値の百円未満を四捨五入した概算値1,300円に、エムティ商会が売却する意向を示した株式の概数5,000,000株を乗じて算出した暫定金額です。

さらに、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、エムティ商会以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

ディスカウント率については、本公開買付けと同様に特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例として、2022年1月31日から2023年12月26日までに公表された事例（以下「本事例」といいます。）39件中、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%程度（9%から11%）とした事例が30件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、本事例39件中、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が36件と最多であり、これらを候補とすることが適切であると判断いたしました。さらに、前述の価格のうち最も低い価格を基準とすることで、本公開買付価格を本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中の市場価格が下回る可能性が軽減されることにより、本公開買付けへの応募総数が買付予定数を上回

る可能性が低減されるものと考えられることから、エムティ商会による当社普通株式の売却の確実性が高まり、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなり得ると考えました。以上を踏まえ、東京証券取引所における本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

その上で、2024年3月下旬に、エムティ商会に対し、東京証券取引所における本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付け価格とすることを提案したところ、2024年3月下旬に、エムティ商会より所有する当社普通株式の一部である5,000,000株（当時の所有割合：6.63%）（注14）（以下「本売却意向株式」といいます。）について、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、本公開買付けに対して応募する旨の内諾を得られました。

（注14）本第3四半期決算短信に記載された2023年12月31日時点の当社発行済株式総数（82,919,976株）から、本第3四半期決算短信に記載された2023年12月31日時点の当社が所有する自己株式数（7,558,306株）を控除した株式数（75,361,670株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

そして、2024年4月30日、本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2024年4月30日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,165円、同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,161円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）及び同日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,235円のうち、最も低い価格である1,161円に対して10%ディスカウントを行った価格である1,045円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じとします。）を本公開買付け価格とすることをエムティ商会に対して提案いたしました。同日、エムティ商会より、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、本売却意向株式について、本公開買付けに対して応募する意向である旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2024年5月1日開催の取締役会において、当社の全取締役である15名（鈴木啓介、鈴木厚宏、山田健二、村瀬達也、高宮徹、出井正、干場由美子、江川毅芳、佐々木文裕、池井良彰、内木祐介、高橋省悟、中村勝彦、浅利大造、苅米裕）が審議及び決議に参加しその全員一致により、（i）会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに（ii）本公開買付け価格を本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2024年4月30日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,161円に対して10%ディスカウントを行った価格である1,045円とすることを決議いたしました。

また、本公開買付け価格である1,045円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日の前営業日である2024年4月30日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,165円に対して10.30%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じとします。）ディスカウントした金額、過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,161円に対して9.99%ディスカウントした金額、過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,235円に対して15.38%ディスカウントした金額、過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,219円に対して14.27%ディスカウントした金額となります。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、本事例39件のうち、応募を合意している株式に対して10%程度（9%から11%）上乗せした買付予定数を設定している事例が25件と最多であり、エムティ商会以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、エムティ商会が応募を予定している本売却意向株式5,000,000株に対して10%を上乗せした5,500,000株（所有割合：7.34%）（注15）を買付予定数として2024年5月1日開催の取締役会において決議しております。

(注15) 「所有割合」とは、当社が2024年5月1日に公表した「2024年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本決算短信」といいます。)に記載された2024年3月31日時点の当社発行済株式総数(75,758,470株)から、本決算短信に記載された2024年3月31日時点の当社が所有する自己株式数(829,200株)を控除した株式数(74,929,270株)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社は本売却意向株式のうちの一部を取得することとなります。当社は、エムティ商会より、応募株券等の総数が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなった結果、本公開買付けによる売却株式数が5,000,000株未満となった場合には、本売却意向株式のうち当社が取得することができなかった当社普通株式については、現時点では継続して所有する見込みである旨の回答を得ております。

また、当社は、エムティ商会より、エムティ商会が所有する、本売却意向株式以外の当社普通株式4,860,800株(所有割合:6.49%)については、現時点において、継続して所有する方針であるとの説明を受けております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の一部については、2024年5月1日付「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ」において公表したとおり、当社の従業員持株会に割当てを行うことを予定しておりますが、本公開買付けにより取得したその他の自己株式の使途及び処分等の予定につきましては、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	5,500,100株(上限)	5,747,604,500円(上限)

(注1) 発行済株式総数75,758,470株(2024年5月1日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 7.26%(小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 2024年5月2日(木曜日)から2024年6月28日(金曜日)まで

(注4) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比率により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

① 取締役会決議日	2024年5月1日(水曜日)
② 公開買付開始公告日	2024年5月2日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス( <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	2024年5月2日(木曜日)
④ 買付け等の期間	2024年5月2日(木曜日)から 2024年6月3日(月曜日)まで(21営業日)

### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,045円

### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

ディスカウント率については、本事例 39 件中、基礎となる株価に対するディスカウント率を 10%程度（9%から 11%）とした事例が 30 件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、本事例 39 件中、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が 36 件と最多であり、これらを候補とすることが適切であると判断いたしました。さらに、前述の価格のうち最も低い価格を基準とすることで、本公開買付価格を公開買付期間中の市場価格が下回る可能性が軽減されることにより、本公開買付けへの応募総数が買付予定数を上回る可能性が低減されるものと考えられることから、エムティ商会による当社普通株式の売却の確実性が高まり、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなり得ると考えました。以上を踏まえ、東京証券取引所における本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、2024 年 5 月 1 日開催の取締役会において、当社の全取締役である 15 名（鈴木啓介、鈴木厚宏、山田健二、村瀬達也、高宮徹、出井正、干場由美子、江川毅芳、佐々木文裕、池井良彰、内木祐介、高橋省悟、中村勝彦、浅利大造、苅米裕）が審議及び決議に参加しその全員一致により、(i) 会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに (ii) 本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である 2024 年 4 月 30 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 1,161 円に対して 10%ディスカウントを行った価格である 1,045 円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 1,045 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日の前営業日である 2024 年 4 月 30 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,165 円に対して 10.30%ディスカウントした金額、過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,161 円に対して 9.99%ディスカウントした金額、過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,235 円に対して 15.38%ディスカウントした金額、過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,219 円に対して 14.27%ディスカウントした金額となります。

#### ② 算定の経緯

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

ディスカウント率については、本事例 39 件中、基礎となる株価に対するディスカウント率を 10%程度（9%から 11%）とした事例が 30 件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、本事例 39 件中、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が 36 件と最多であり、これらを候補とすることが適切であると判断いたしました。さらに、前述の価格のうち最も低い価格を基準とすることで、本公開買付価格を公開買付期間中の市場価格が下回る可能性が軽減されることにより、本公開買付けへの応募総数が買付予定数を上回る可能性が低減されるものと考えられることから、エムティ商会による当社普通株式の売却の確実性が高まり、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなり得ると考えました。以上を踏まえ、東京証券取引所における本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

その上で、2024 年 3 月下旬に、エムティ商会に対し、東京証券取引所における本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して 10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることを提案したところ、2024 年 3 月下旬に、エムティ商会より本売却意向株式について、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、本公開買付けに対して応募する旨の内諾を得られました。

そして、2024 年 4 月 30 日、本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である 2024 年 4 月 30 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,165 円、同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 1,161 円及び同日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 1,235 円のうち、最も低い価格である 1,161 円に対して 10%ディスカウントを行った価格である 1,045 円を本公開買付価格とすることをエムティ商会に対して提案いたしました。同日、エムティ商会より、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、本売却意向株式について、本公開買付けに対して応募する意向である旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2024 年 5 月 1 日開催の取締役会において、当社の全取締役である 15 名（鈴木啓介、鈴木厚宏、山田健二、村瀬達也、高宮徹、出井正、干場由美子、江川毅芳、佐々木文裕、池井良彰、内木祐介、高橋省悟、中村勝彦、浅利大造、苅米裕）が審議及び決議に参加しその全員一致により、(i) 会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに (ii) 本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である 2024 年 4 月 30 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 1,161 円に対して 10%ディスカウントを行った価格である 1,045 円とすることを決議いたしました。

#### (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	5,500,000 株	— 株	5,500,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数 (5,500,000 株) を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数 (5,500,000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み

ます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

5,799,823,200円

(注) 買付予定数(5,500,000株)をすべて買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日  
2024年6月25日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付け代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i) 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。)(15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令



(昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。) 第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等 (以下「大口株主等」といいます。) に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の 3 以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。) 第 37 条の 14 (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税) に規定する非課税口座 (以下「非課税口座」といいます。) の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の 3 分の 1 超を直接に保有する応募株主等 (国内に本店又は主たる事務所を有する法人 (内国法人) に限ります。) が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段 (電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。) を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関

するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、2024年5月1日、エムティ商会より、本売却意向株式 5,000,000 株（所有割合：6.67%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

なお、当社は、エムティ商会より、本公開買付け後もエムティ商会が所有することとなる当社普通株式（本売却意向株式が全部買付けられた場合は 4,860,800 株、所有割合：6.49%）については、現時点において、継続して所有する方針であるとの説明を受けております。

（ご参考）2024年3月31日時点の自己株式の所有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 74,929,270 株

自己株式数 829,200 株

以 上